

岩手県告示第463号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	令和10年7月23日